

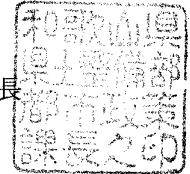


20都政第693号

平成21年5月19日

(社)和歌山県宅地建物取引業協会長 様

都市政策課長



宅地造成工事規制区域の見直しについて

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の規定に基づき、田辺市の宅地造成規制区域を見直し、別添図面のとおり、平成21年5月15日付け和歌山県告示第686号で指定（効力は平成21年6月1日から）したのでお知らせいたします。

なお、今後の施行について十分なるご協力をお願いいたします。

和歌山県告示第683号

平成21年和歌山県告示第682号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年5月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第684号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 奥佐々阪井線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町小畑字馬場西94番1地先から同町小畑字森の坪49番2地先まで	新	14.20 } 17.80	312.21	

和歌山県告示第685号

平成21年和歌山県告示第684号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年5月15日から供用を開始する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第686号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の規定により、次の区域を宅地造成工事規制区域として指定する。ただし、その効力は平成21年6月1日から生ずるものとする。

その関係図書は、和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課及び田辺市役所において縦覧に供する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

次に掲げる地域に掲げる線、地物、施設又は工作物(以下「線」という。)で囲まれる土地の区域。ただし、線の起点は前の線との最初の交点(最初の線にあっては、最後の線との交点)とし、線の終点は次順位の線の起点(最後の線にあっては、最初の起点)とする。

1 田辺市N地区

(1) 田辺市中芳養と日高郡みなべ町埴田の境界線

- (2) 田辺市中芳養と日高郡みなべ町熊岡の境界線
- (3) 田辺市中芳養と日高郡みなべ町晚稲の境界線
- (4) 田辺市中芳養と日高郡みなべ町東本庄の境界線
- (5) 田辺市中芳養と田辺市上芳養の境界線
- (6) 田辺市中芳養と田辺市芳養町の境界線

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成21年5月15日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春
(定義)

1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種(アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵)をいう。

(採捕の制限)

2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

(承認の対象)

3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が特に認めた者
(承認証の携帯)

4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

(報告書の提出)

5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

6 この指示の有効期間は、平成21年5月16日から平成23年5月15日までとする。

(制限又は条件)

7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 3の(1)又は(2)に該当する場合
 - ア 3の(1)又は(2)に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
 - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
- (2) 3の(3)に該当する場合
 - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。

